

全国アンケート調査(厚労省)  
自動車分野意見要望 対応状況



## 厚労省アンケート調査結果(令和4・5年度版)自動車分野訓練基準への対応状況

## 第二種自動車系 自動車整備科

○:対応 △:部分的に対応 ×:現行のままでよいと判断

No	都道府県	年度	見出し	内容	理由	対応の有無
1	青森県	R4	教科	系基礎実技の教科科目としてICT基本操作実習を追加して欲しい。	業界のニーズとして、パソコンやタブレットの基本操作が求められているため	×
2	岩手県	R4	教科	・2027年1月自動車整備士検定制度が改正されるため訓練基準の見直しが必要。	・2027年1月自動車整備士検定制度が改正されるため、それに合わせ、国土交通省自動車整備士養成施設基準との整合性をとり、訓練基準の見直しが望ましい。 ・設備基準の中でも社会ニーズに合わない項目、費用対効果が得られない項目があるため、施設や地域ニーズに対応できる柔軟な基準が望ましい。	○
3	富山県	R4	教科	設備基準を現行車両にあった物に変更して欲しい。□	設備基準が古いため。	○
4	宮城県	R4	教科	国土交通省の自動車整備士養成施設の指定等の基準と統一していただきたい。※令和4年度中に訓練基準の見直しが予定されています。	自動車整備士技能検定制度に基づく養成基準であり、養成を受けようとする者は当該検定を受検するため。	○
5	千葉県	R4	教科	国土交通省見直し予定の自動車整備士養成課程に準じた見直し。	自動車整備士資格体系等の法律改正(令和4年5月25日)があるため	○
6	東京都	R4	教科	①工作基本実習の細目欄にある「溶接」「塗装」削除【教科の細目】 ②製図の細目については、「自動車配線図」等の図面を読む内容に変更【教科の細目】 ③専攻実技「検査実習」の細目欄の内容を専攻学科「検査法」の細目欄の内容と文言統一【教科の細目】 ④自動車整備士技能検定制度の改正が予定されており、それに伴った自動車整備士養成施設の基準も改正されることが予想される。これらの内容を踏まえた基準改正が必要。【教科の細目】【技能照査の細目】【設備の細目】	①自動車整備士の現場ではほとんど必要がないため。(板金塗装職に必要なスキル) ②自動車整備士の現場では、図面を描く製図はほとんど必要がないため。 ③学科と実技の違いだけで、教科内容が同じであるため。 ④自動車整備士登録試験の受験資格要件を満たす必要があるため。	①× ②○ ③○ ④○
7	福井県	R4	教科	自動運転に係る機器等を設備の細目に導入してほしい。	近年の自動車は、最新スキャンツール、エーミングターゲット類が無いと、自動運転装置の整備ができないため。	○
8	兵庫県	R4	教科	教育計画、設備の細目について	自動車関連技術の進歩や資格制度の見直しにより「国土交通省自動車整備士養成施設の指定等の基準」の変更があると考えられます。その変更にもない同基準の別表1などの変更も予測されます。国土交通省の基準の変更を踏まえた更新が必要だと思われます。	○
9	和歌山県	R4	教科	訓練時間、訓練科目等国土交通省の基準に準じるよう見直しをお願いしたい。	自動車整備士養成施設との兼ね合いで国交省とのダブルスタンダードの状況で、訓練計画、修了認定等煩雑となる。	○
10	佐賀県	R4	教科	①教科名及び訓練時間の基準数を国土交通省と同じに出来ないか。	①目標時間の設定時に両方の基準数を確認する必要があり、教科名についても、内容が同じなのに、名称が違うため関係者でも困惑する。	×
11	長崎県	R4	教科	測定基本実習「教科の細目」中の重複している文言の整理。	重複している文言があるため。	○
12	鹿児島県	R4	教科	新しい「自動車整備士資格制度」に沿った見直しをお願いします。	「自動車整備士技能検定制度」の見直しが予定されているため。(令和9年1月施行予定)	○
13	沖縄県	R4	教科	生産工学の内容の見直し	各業界に合う内容(自動車の生産工程など)にしてほしい。	×
14	青森県	R5	教科	①自動車整備士技能検定制度の改正(令和4年4月公布、令和9年1月施行)に伴い、自動車整備士養成施設の指定基準等も改正されることが予想され、その内容に準ずるよう見直ししてほしい。 ②系基礎実技の教科科目としてICT基本操作実習を追加してほしい。	①自動車整備士技能検定制度及び自動車整備士養成施設指定基準の改正に伴うもの。 ②業界のニーズとして、パソコンやタブレットの基本操作が求められているため。	①○ ②×
15	宮城県	R5	教科	○教科の細目: ・系基礎学科6製図の細目の「CAD概論」	・教科の細目:少ない製図の時間にどこまで必要であるか疑問、むしろ電気配線図の見方など修理書が読めることが実務上必要であると考えます。	○
16	東京都	R5	教科	【教科の細目】 ①工作基本実習の細目欄にある「溶接」「塗装」削除 ②製図の細目については、「自動車配線図」等の図面を読む内容に変更 ③専攻実技「検査実習」の細目欄の内容を専攻学科「検査法」の細目欄の内容と文言統一【全体】 自動車整備士技能検定制度の改正が予定されており、それに伴った自動車整備士養成施設の基準も改正されることが予想される。これらの内容を踏まえた基準改正が必要。	【教科の細目】 ①自動車整備士の現場ではほとんど必要がないため。(板金塗装職に必要なスキル) ②自動車整備士の現場では、製図する機会がほぼないため。 ③学科と実技の違いだけで、教科内容が同じであるため。 【全体】 ④自動車整備士登録試験の受験資格要件を満たす必要があるため。	①× ②○ ③○ ④○

17	石川県	R5	教科	職業訓練の基準、教科の細目等についての見直し及び見直しに係る国土交通省と連携	自動車整備士機能検定規則の改正に伴い、自動車整備士資格体系の大幅な変更が予定されており、訓練内容の見直しが必要のため。 自動車整備士資格制度等について報告書(令和4年5月)では、国土交通省の第一種養成施設(本県の七尾校が該当)は、令和7年度から二級整備士の養成課程開始と示されているところであるが、以後の見直しの詳細が現状示されておらず、訓練校での見直し検討に着手できない状況であることから、国土交通省との連携をお願いしたい。	○
18	山梨県	R5	教科	自動車整備士資格が見直されるに伴う、訓練基準等の変更案を早急に示してもらいたい。		○
19	三重県	R5	教科	自動車整備士技能検定規則の一部改正(令和9年)に伴う基準の見直しをできるだけ早く対応して欲しい。	特に二輪車の整備に必要な設備や指導体制など不安要素が多く、準備期間が必要のため。	○
20	和歌山県	R5	教科	訓練科目を国土交通省の基準に準じるよう見直しをお願いしたい。	自動車整備士養成施設との兼ね合いで国土交通省とのダブルスタンダードの状況で、訓練計画、修了認定等が煩雑となりやすい。	○
21	香川県	R5	教科	教科の細目について、系基礎学科の製図を削除できないか。	求人ニーズにおける優先度が、低下したため。	△
22	佐賀県	R5	教科	教科名・訓練時間・教科の細目について。	道路運送車両法により定められた「自動車整備士一種養成施設」の教科名などと若干の違いがありカリキュラムの管理が難しい。	×
23	熊本県	R5	教科	独自の見直し案はないが、今後、養成課程の変更等による教科の細目等の見直しがある場合は早急に通知を行っていただきたい。	国土交通省において「自動車整備士技能検定規則の一部改正(令和4年5月25日付け)」が施行され、自動車整備士の資格体系や養成課程が見直されることとなっている。本校、自動車車体整備科は2級自動車整備士の養成施設であるため、国土交通省の養成課程(科目等)の変更があると考えられることから、それに伴う訓練基準(教科の細目や設備等)の見直しを早急に検討してもらう必要がある。	○
24	沖縄県	R5	教科	1. 学科科目「検査法」の廃止 2. 学科科目「生産工学」の時間数見直し	1. 「検査法」の内容は、「機器の取扱い」や「整備法」、「法規」など他の科目と重複する項目が多いため。 2. 時間数を20時間⇒10時間に変更し、その分専門科目の時間数を増やす。(高度化する整備知識の技能習得向上の為)	×
25	北海道	R4	設備	① 設備の細目について、「バルブリフューサ」については、除外してもよいと思われる。 ② 設備の細目について、教示用のOA機器(パソコン・プロジェクター・大型スクリーン等)について、内容の追加をいただきたい。 ③ 設備の細目について、噴射ポンプテスト・噴射ポンプ試験室については、除外してよいと思われる。 ④ 自動車整備士技能検定制度の改正が予定されており、教科の細目等、改正に則した検討についてお願いしたい。	① 整備としてより交換による対応が主流となり、作業頻度が少なくなっている。 ② 図や動画の活用等、視覚情報をおよぼす訓練の幅を広げると共に理解度を向上させるため、教示用OA機器は設備基準として必要ものである。 ③ 二級整備士の養成施設として、訓練で使用している現行の教科書において、噴射ポンプテストに関してはすでに除外されている状況である。 ④ 新制度が令和9年1月1日から対応と国交省からの情報として示されており、新制度に適応した2年制訓練を令和7年度から開始する必要があると考えられるため。	①○ ②× ③○ ④○
26	宮城県	R5	設備	○設備細目:(作業の必要性や使用頻度、購入や修理体制により削除したいもの) ・バルブシートグラインダ、バルブリフューサ、噴射ポンプテスト、ユニバーサルテストベンチ、プラグクリーナーテスト、エンジンダイナモメーター、黒煙測定器、燃料消費計、点溶接機	・設備細目にて、現状の車両に照らし合わせて、作業の必要性や使用頻度、また、機器の製作についても購入や修理体制が厳しい状況である。 ※必要を生じた場合であればいいと思います。	削除:バルブシートグラインダ、バルブリフューサ、噴射ポンプテスト、ユニバーサルテストベンチ、エンジンダイナモメーター、燃料消費計
27	山形県	R4	設備	①訓練機器の見直しについて ②設備基準の見直しについて	①ドレテスト、ディストリビュータテスト、エアフィルタエレメントテストなど現在使用しない機器が含まれている。 ②エンジンダイナモメーター、燃料消費計など使用しない設備基準が含まれている。	①○ ②○
28	群馬県	R4	設備	設備の細目について、噴射ポンプテストや、ディストリビュータテストなど削除できないか?	教科書から削除されている。現在の整備作業に合っていないため。	○
29	岐阜県	R4	設備	設備の細目について、ディストリビュータテストを削除していただきたい。	自動車技術の進展により、現在、販売されている自動車には、ディストリビュータを搭載していないため	○
30	岐阜県	R4	設備	設備の細目について、エアフィルタエレメントテストを削除していただきたい。	実際の自動車整備作業で使われることがなく、当テストの販売もされていないと思われるため	○
31	佐賀県	R4	設備	②設備の細目について、自動車整備現場において使用頻度が低いものが細目に設定してあるが、最低限の精査をお願いしたい。	②今の整備現場に合う設備が必要で随時更新を行っているが、使用頻度の少ない設備が細目にあるため処分する事が出来ず、物が増える要因となっている。	○
32	長崎県	R5	設備	国土交通省で行われている養成施設新課程への対応を早急をお願いしたい。特に設備については急いでほしい。	国土交通省により、令和7年4月より養成施設新課程開始がアナウンスされている。	○

33	熊本県	R4	設備	設備の細目について、コンロッドアライナー、き裂探傷、タイミングライト、プラグクリーナテストを削除できないか？	この設備の機器については、現在の自動車に使用できないものや使用していないものがあるため。	△ 削除：タイミングライト
----	-----	----	----	--	--	------------------

## 第二種自動車系 自動車車体整備科

34	東京都	R4	教科	①第二種自動車系から独立して第三種自動車系等系等に変更する。 ②設備基準の変更。	現行の第二種自動車系は、二年制のいわゆる二級自動車整備士の養成を想定しており、二年間での整備の訓練を実施する内容になっているが、自動車車体整備科は一年目に自動車整備に関する教育を行い、二年次に板金・塗装を行う体系になっている。(国土交通省の自動車整備士養成施設としての指定による) 第二種自動車系の系基礎学科と系基礎実技が、自動車整備に関する科目しかないという二年制の自動車整備科に偏った科目設定のため、自動車車体整備科では、一年次に実施する学科が多すぎる状況になっている。自動車車体整備科の一年次は、第一種自動車系自動車整備科とほぼ同じ教育内容であると考えられるので、同様な系基礎学科・系基礎学科の時間設定で良いのではないかと考える。但し、自動車整備士技能検定規則が変わり、自動車整備士資格も自動車整備士養成施設の指定基準も変わることが予定されており、実際の学科・実技の内容、設備基準等については、国土交通省の通達が出ないと検討することが出来ないと考えている。	×
35	熊本県	R5	技能照査	技能照査の標準問題集を作成してほしい。	技能照査試験や教材の参考として使用するため。	×
36	熊本県	R5	設備	上記自動車整備科の内容と同じ。 設備の細目について、現代の機器の仕様に修正をお願いしたい。	上記自動車整備科の内容と同じ。 赤外線乾燥スタンドの電球式は、現在ほとんど使用されていないので、電球式の表記を削除し性能表記に変更してもらいたい。炭酸ガスアーク溶接機は、炭酸ガス以外の混合ガスを使用する機種が増えてきていることから、使用ガスの表記を削除してもらいたい。	△ 乾燥方式：赤外線電球型→遠赤外線型→遠赤外線型(短波) →中波型→カーボン式

※アーク溶接の種類：  
非溶極式→TIG溶接、プラズマ溶接  
溶極式→被覆アーク溶接、CO<sub>2</sub>/MAG溶接、MIG溶接、セルフシールド溶接、サブマージアーク溶接